

練馬区後援名義等申請の方法（スポーツ関係）

- 1 申請の方法 下記に掲げる申請書類に必要事項を漏れなくご記入のうえ、事業実施（開始）日の6か月前～2か月前に提出してください。
 - ① 後援名義等使用承認申請書
 - ② 事業計画書
 - ③ 事業予算書
 - ④ 規約・定款・会則等（最新のもの）
 - ⑤ その他（実施事業の内容が判るパンフレット・ポスター） } 別添の様式
- 2 申請先 〒176-8501 練馬区役所 本庁舎8階 スポーツ振興課管理係
（郵送の場合、上記郵便番号により住所を記載しなくても到着します）
- 3 承認手続
 - (1) 承認期間 承認の日から事業の実施（終了）日までです。
 - (2) 承認手続 申請書が提出されてから、審査の結果、承認が確定するまでに2週間程度の時間がかかります。
 - (3) 承認書発送 申請書に掲載されている連絡責任者様あてに、承認書を郵送いたします。（窓口まで受け取りに来ていただいても結構です。）
- 4 事業報告・決算書の提出
事業終了後3か月以内にスポーツ振興課管理係あてに提出してください。
（郵送でも結構です。）
※教室系の事業の場合、参加者名簿および講師等の指導者名簿をあわせて提出願います。
◎報告書の提出がない場合は、今後の承認が出来ない場合があります。
- 5 区報掲載 ねりま区報の「情報あらかると」欄への掲載が必要な事業の場合は、区報に掲載する原稿を、事業（開始）日の2か月以上前に申請書とあわせて提出してください。
★提出期限：2か月以上前の月初めまで（4月21号掲載の場合、2月1日まで）
ただし、紙面の都合上、区報への掲載は以下のように制限があります。
 - 年度上半期 4月～9月 1回
 - 年度下半期 10月～3月 1回 同一半期内に2回の掲載はできません。※「区民のひろば」への掲載は広報課に直接申し込んでください。
- 6 その他
 - (1) 事業計画書・事業予算書および事業決算書
別に作成しているものがありましたら、それを提出していただいても構いません。
 - (2) 練馬区の名義名を使用した印刷物等を作成する場合は、事前に原稿を提出してください。
なお、印刷物には自家用車での来場をお断りする文面を必ず記載してください。
- 7 連絡先 〒176-8501 練馬区豊玉北6-1 2-1 本庁舎8階
地域文化部スポーツ振興課管理係 5984-1372（直通）